

令和5年6月2日

第1学年保護者様

流山市立おおぐろの森中学校

校長 前川 秀幸

1学年主任 益戸 優太

校外学習のお知らせ

1学年では下記の要領で校外学習を実施いたします。学年行事をとおして、生徒たちの具体的な関わり合いの場を設定し、自己の力を発揮させるとともに互いが協力し、人間関係を深めていくことを目的としています。参加・不参加の確認をさせて頂きたいと思いますので、趣旨をご理解の上、6月9日(金)までに、下記の URL または QR コードからアクセスいただき、必要事項をご入力の上、送信をお願いいたします。

なお、時程や持ち物などの詳細につきましては、後日、「校外学習のしおり」を作成し、配布いたします。ご覧の上、準備等をよろしくお願いたします。

記

1 目的

- (1) 班の小集団活動を中心に、学級集団のつながりを深めると共に、主体性・協調性を高め、課題を解決しながら人間関係を深められる機会にする。
- (2) 学級・班における個々の係活動をとおして、集団の中で責任を果たすことで、個々の存在の大切さに気づかせ、所属感を感じられるようにする。
- (3) 日常生活とは異なる地域の風土や人にふれることで、人との関わり合いについての多様な価値観を見出す。
- (4) 平和学習を通して、人の苦しみや悲しみを感じ、人の痛みのわかる心をもつことや、優しい思いやりのある心を育む。

2 実施日時 令和5年 6月14日(水) <<1日>>

3 活動場所 丸木美術館・国営武蔵丘陵森林公園 <<利用交通機関：貸切バス>>

○丸木美術館

住所：埼玉県東松山市下唐市1401

TEL：0493-22-3266

○国営武蔵丘陵森林公園

住所：埼玉県比企郡滑川町山田1920

TEL：0493-57-2111

4 行程

おおぐろの森中 →→ 〔流山IC〕 →→ 〔東松山IC〕 →→丸木美術館〔学芸員による講話および見学〕
関越自動車道

→→国営武蔵丘陵森林公園〔昼食・オリエンテーリング〕 →→ 〔流山IC〕 →→ 〔東松山IC〕 →→ おおぐろの森中
関越自動車道

5 経費 一人当たり 6,370円

(内 訳)

イ 交通費 3,890円

ロ 見学料 500円

ハ 旅行傷害保険料 100円

小計 4,490円

ニ その他の経費(具体的項目とその経費)

・昼食(お弁当+飲み物) 1,000円

・オリエンテーリング地図 12円

・デジタルカメラ(6班×6クラス) 360円

・本部携帯電話代 20円

・企画料 488円

小計 1,880円

合計 6,370円

6 校外学習参加申込について

参加申し込みにつきましては、6月9日までに、以下のURL または QR コードからアクセスいただき、必要事項をご入力の上、送信してください。

校外学習参加申込書



<https://forms.office.com/r/WsxdKSJQdt>

7 校外学習費用の集金について

今年度の校外学習を JTB 千葉西支店取扱いにて実施を予定しておりますが、校外学習費用の集金方法につきましては、JTB に直接振り込みをお願いいたします。別紙の「2023 年度 1 学年校外学習費用の集金についてのご案内」の内容をご確認いただき、振込期間（6月5日～6月12日）に費用をお振込みください。お手数をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

8 その他 キャンセル料金について

- ・校外学習当日や、間際になって参加できなくなってしまったときは、一部キャンセル料金が発生します。料金の詳細は以下のとおりです。あらかじめご了承ください。

解除の時期	取消料（不課税）
2023 年 6 月 3 日まで	企画書面記載の企画料金相当の額
2023 年 6 月 6 日まで	旅行代金の 20%相当額
2023 年 6 月 12 日まで	旅行代金の 30%相当額
2023 年 6 月 13 日まで	旅行代金の 40%相当額
2023 年 6 月 14 日まで	旅行代金の 50%相当額
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の 100%相当額

9 旅行傷害保険について

保険金額

死亡・後遺症障害保険金額	1, 690 万円
入院保険金日額	15, 000 円
手術保険金	入院中に受けた手術の場合、150, 000 円 それ以外の手術の場合 75, 000 円
通院保険金日額	5, 000 円

日帰り保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（基本契約）	死亡保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ☞後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自発、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用している運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除く） ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧地震、噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
	後遺障害保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、 ☞入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 ☞1事故につき1回の手術に限り、 ☞入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	
通院保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、通院（往診を含みます。）した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 ☞通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してお支払いできません。 ☞入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	2. わちうち症または腰痛などで医学的他所所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など	

用語の説明

被保険者：保険の対象となる方をいいます。

ケガ：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。

治療：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。